

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

## 臨時福祉給付金 について

### 臨時福祉給付金とは

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給するものです。

### 給付対象者

●平成27年度分市町村民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、課税されている方の扶養親族等である場合や、生活保護の被保護者となっている場合は対象外です。

●給付対象者1人につき6千円

### 申請方法

申請先は、基準日(平成27年1月1日)において住民登録がされている市町村。

申請・支給手続については、現在準備中です。

具体的な支給手続などが決まり次第、速やかにお知らせいたします。

## 子育て世帯 臨時特例給付金 について

### 子育て世帯臨時特例給付金とは

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

この給付は、平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象となります。

対象となる方は、申請期間内に申請されるようにお願いします。

### 給付対象者

●平成27年6月分の児童手当を受給される方

※ただし、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額を超え、特例給付となる方は対象外となります(対象児童)

●支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

### 対象児童

### 申請方法

《申請先》 住民福祉課  
《申請期間》  
平成27年6月1日  
～平成27年9月1日

### 給付額

●対象児童1人につき3千円

### ■ご注意

・原則として、申請期間外の申請は受けられませんのでご注意ください。

・申請期間は、自治体によって異なります。日高町以外が申請先となる方は、事前に該当する自治体へ問い合わせるか、ホームページなどをご確認ください。



**ご用心**

「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。

**配偶者からの暴力を理由に  
避難している方について**

配偶者からの暴力を理由に、基準日(平成27年1月1日)時点で日高町へ住民票を移せないまま居住されている方は、事前に申出が必要です。

また、申出には一定の要件が必要ですので、詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

■制度の概要について詳しくは「臨時福祉給付金問合せ専用ダイヤル」(☎03・3595・3529)まで。平日の9時から18時まで(土日曜日、祝日は除く)



# 75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者  
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

## 助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成28年3月末までです。



## 対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
  - ※（注）・年度途中で満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可（但し、助成額は月割り交付となります）。
  - ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



## ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

### ■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002	印南交通	☎42・0105
川上タクシー	☎24・0200	南部タクシー	☎0739 72・2133
中紀河南タクシー	☎24・1001	介護タクシーふくしん	☎20・5272
港タクシー	☎65・3100	愛あいケアタクシー	☎20・1090
御坊有交タクシー	☎22・4141		

### ■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

## 住民基本台帳の閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧および住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき公表します。(年1回)

(対象期間と件数)

平成26年4月1日～平成27年3月31日までに閲覧した件数(1件)

請求機関の名称または 申出者の氏名	請求事由・利用目的の 概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 【委託者：内閣府大臣 官房政府広報室】	「女性の活躍推進に関する 世論調査」	平成26年 8月14日	大字萩原 満20歳以上(平成6年7月末日までに 生まれた)の日本人男女